

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業 補助金交付について

(1) 補助対象とする省エネ性能に係る基準

弊社では以下の制度についてのみ補助金対象といたします

■BELS評価(住宅及び共同住宅に限る)

但し、BELS評価申請であっても以下の例の様な国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金を受けているもの又は受ける見込みの適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)ある物件は対象となりませんのでお気を付けください

《補助事業例》

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・サステナブル建築物等先導事業
- ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業
- ・業務用施設等における省CO2促進事業
- ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

等

その他補助金対象とならないもの

- ・建築物省エネ法第11条第1項に基づき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物に係るもの
- ・評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受けているもの又は受ける見込みのあるもの。
- ・変更申請に係るもの
- ・BELS評価等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用

※上記内容は事前に良く確認していただき申請時に『確認書』の提出をお願いいたします。

(2) 補助額

別紙料金表を参照

(3) 補助金の物件数の制約

補助金対象物件は補助事業者の支(本)店ごと、同じ申請者当たり各5件を上限といたします

(4) 補助の対象期間

平成29年8月1日より平成30年1月31日の期間内に、評価機関等において申請受理し、評価書等の発行が終了した案件

※弊社では、できる限り迅速に審査を行いBELS適合証を交付させていただく予定ですが、諸事情により平成30年1月31日までにBELS適合証が未交付となる場合があることをご理解ご了承の上、申請は時間に余裕をもって提出をお願いいたします。
また、補助金額が予定額に達した場合は期間内であっても補助金対象物件とならないことがありますことをご了承ください。